


令和5年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



運営上の留意事項について
(全サービス共通事項(資格取得関係))

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班(高年施設担当)



目次

- I. 認知症介護基礎研修の義務化についてP. 3
- II. たん吸引等にかかる事業者登録等についてP. 7

Ⅱ. 認知症介護基礎研修の義務化について

無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

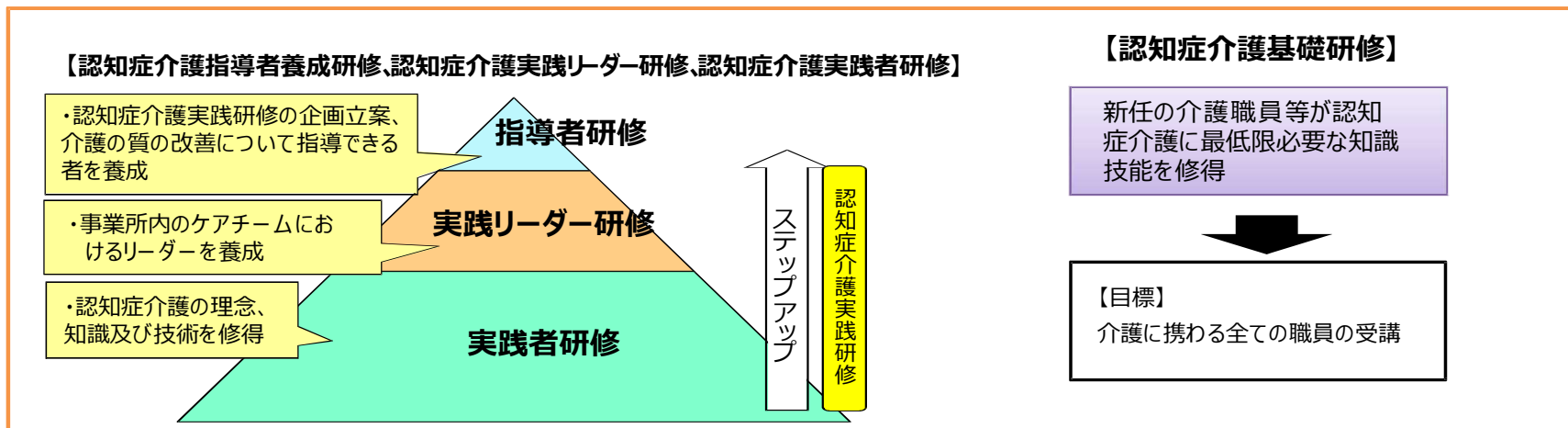
介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。【省令改正】

全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、**介護サービス事業者**に、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。**（※3年の経過措置期間（～R6.3.31）を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける）

✓ 3年間の経過措置が終了し、**令和6年4月1日から義務付けられます**

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



Ⅱ. 認知症介護基礎研修の義務化について

1. 研修の対象者は？ ⇒ 認知症ケアに携わる介護従事者

2. 研修の内容は？ ⇒ 認知症介護の基本や留意点について6時間程度の講義

✓ 研修免除となる**資格者**

看護師、准看護師、介護福祉士、ケアマネジャー、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

✓ 研修免除となる**条件**

- ★すでに認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修などを修了している
- ★福祉系高校で認知症に係る科目を受講している(卒業証明書必須)
- ★養成施設で認知症に係る科目を受講している(卒業証明書及び履修科目証明書必須)
- ★人員配置基準上、従業員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない

Ⅱ. 認知症介護基礎研修の義務化について

よくあるご質問

Q1. 外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか

E P A 介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。

★ eラーニング教材

日本語能力試験のN 4レベル、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語

(参考)「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 3」(令和3年3月26日) 問7

Q2. 受講終了後に修了証書もらったが、どうすればよいのか

県への提出は不要です。ご自身で適切に保管ください。

実地指導等で確認する際には、受講したことが分かるようにしてください。

※福祉系高校や養成施設で認知症に係る科目を受講している場合は、卒業証明書、履修科目証明書が必須)

Ⅱ. 認知症介護基礎研修の義務化について

受講方法

eラーニング（オンライン）又は集合型（対面）による研修が受講可能です。

eラーニング （オンライン）	「認知症介護研究・研修仙台センター」のHP（eラーニング専用サイト） https://dcnet.marutto.biz/e-learning/
集合型 （対面）	令和6年度の日程は調整中です。決定次第ホームページに掲載予定のため、随時ご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/ninkaigokensyu.html

お問い合わせ

- eラーニングシステムの利用に関すること
⇒ eラーニング専用サイトの問い合わせフォームより、システム運用元へご連絡ください。
- 認知症介護基礎研修に関する介護サービスの運営基準・義務付けの対象に関すること
⇒ 兵庫県福祉部高齢政策課 078-341-7711（内線2951）
- 認知症介護基礎研修の研修・制度に関すること
⇒ 兵庫県保健医療部健康増進課 078-341-7711（内線2901）

Ⅲ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正案の成立により、平成24年4月より「**介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度**」（**喀痰吸引等制度**）が制度化。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度（喀痰吸引等制度）

趣旨

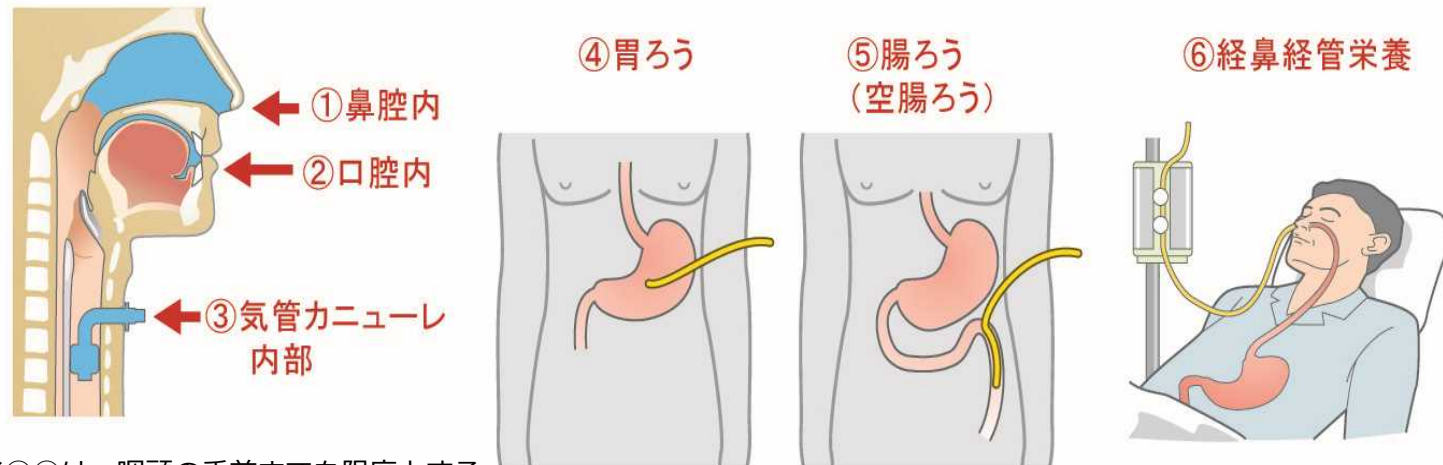
介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

※従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施できるように必要な経過措置が設けられている。

実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。

※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。



※①②は、咽頭の手前までを限度とする

たんの吸引等の行為は医行為です！



介護の事業所・施設で利用者に対してたん吸引等の行為を行う場合は

⚠ **事業所・施設は** ⇒ 登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録が必要です！

⚠ **従事者は** ⇒ たん吸引研修の受講 + 認定証取得が必要です！

正しく登録を行わずにたん吸引等の行為を行った場合・・・

行政指導（処分）の対象となることがあります！

Ⅲ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

✓ 認定特定行為業務**従事者**の種類とは？

研修の種類	対象者	実施できる行為・内容
1号研修	不特定多数の利用者	すべての行為
2号研修	不特定多数の利用者	研修を受けた行為
3号研修	特定の利用者	研修を受けた行為



行為の種類とは

- ・口腔内のたん吸引
- ・鼻腔内のたん吸引
- ・気管カニューレ内のたん吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

例) 特養に鼻腔内のたん吸引を必要とする利用者が複数名いる場合

⇒ 2号研修で鼻腔内のたん吸引を修了し、認定証をもらえばよい(1号でも可)

訪問介護でたん吸引を必要とする利用者がある場合

⇒ 3号研修で個別の利用者に応じた知識や技術を徹底して体得する。

✓ 登録研修機関とは？

たん吸引の研修を修了したい介護職員に対して、基本研修や実地研修等の研修を行う、いわば**研修センターのようなところ**です(登録研修機関が基本研修、実地研修の修了証明書を交付します)。37機関が登録されています。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tourokuzigyousya.html>

Ⅲ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

✓ 事業者登録の種類とは？

登録の種類	内容
登録 特定行為 事業者	介護職員がたん吸引を行うために必要な登録
登録 喀痰吸引等 事業者	介護福祉士がたん吸引を行うために必要な登録 + <u>実地研修を修了していない介護福祉士に対して、実地研修を行います</u>



登録**喀痰吸引等**事業者は、医療的ケアに関する科目を修了した**介護福祉士**に対しての**実地研修が可能**になりますので、**登録**喀痰吸引等**事業者への積極的な登録**をお願いします。

(登録研修機関と同様に、事業者が修了証明書を発行可能です。)

(P.12以降に登録の流れを掲載しています)



Ⅲ. たん吸引等にかかる事業者登録等について



認定特定行為業務従事者**認定証**を取得するまでの流れ

Check!

- ① 登録研修機関（※）において、たん吸引の研修を受講する（基本研修＋実地研修）
受講する際には、利用者にたん吸引が必要な方が必要です。

※ 県HPの「登録研修機関一覧」を参照の上、直接登録研修機関へお申し込みください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tourokuzigyousya.html>

- ② 研修修了後、登録研修機関から修了証書を受け取る（認定証取得後も紛失しないようにしてください）

- ③ 県へ認定証の交付申請を行う

<必要書類>

・申請書、誓約書

1号研修・2号研修を修了した方・・・様式5-1（申請書）、様式5-3（誓約書）

3号研修を修了した方・・・・・・・・・・・・・様式5-2（申請書）、様式5-3（誓約書）

・住民票の原本（マイナンバー記載なし、発行日から3か月以内のもの）

・修了証書の写し

・返信用封筒（宛先を記載し、必要分の切手を貼付）

- ④ 県から認定証の交付を受け取る

Ⅲ. たん吸引等にかかる事業者登録等について



登録特定行為事業者へ登録するまでの流れ

Check!

- ① 事業者の従事者が認定証を取得
- ② 県へ事業者登録の登録申請を行う

<必要書類>

- ・申請書、従事者名簿、誓約書、業務方法書、安全委員会の設置、各種マニュアル等
- ・法人の定款又は寄付行為、登記事項証明書（原本）

- ③ 県から登録通知書を受け取る



登録喀痰吸引等事業者へ登録するまでの流れ

Check!

- ① 介護福祉士証に喀痰吸引の行為の記載がある方が事業所にいる場合、登録します
- ② 県へ事業者登録の登録申請を行う

<必要書類（登録特定行為事業者登録に必要な書類に加えて、以下の実地研修関係の資料）>

- ・実地研修実施方法書、実施計画書、修了者管理簿、研修講師一覧表等

- ③ 県から登録通知書を受け取る

※ 認定証の申請や事業者登録の申請様式については、県HPの「介護職員等によるたんの吸引等に係る従事者認定・事業者登録等の手続き・様式について」を参照ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tankyuin_ninteitoroku.html



Check!

登録喀痰吸引等事業者の**実地研修**の流れ

<実地研修できる条件>

- ・事業者が登録喀痰吸引等事業者の登録を受けていること
- ・事業者で介護福祉士が就業しており、その介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了していること
- ・実地研修の指導を行う指導者講習会等を修了した看護師がいること

<実地研修の流れ>

- ① 研修実施委員会の設置、損害賠償保険の加入
- ② 利用者への説明及び同意（同意書）
- ③ 医師からの指示を受ける（指示書）
- ④ 実施計画書の作成
- ⑤ 利用者の状態確認
- ⑥ 実地研修の実施
- ⑦ 実地研修の評価
- ⑧ 実地研修修了証明書の交付
 - ⇒ 公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ登録申請をお願いします。
 - ⇒ その後、介護福祉士証に行為が記載されたら、従事者名簿の変更届を提出してください。

<その後>

- ・交付状況を、実地研修修了者管理簿により県へ毎年4月末までに報告してください。

たん吸引実施までのポイント



1. 従事者はたん吸引研修を受けて、認定証の交付を受けましょう。
2. 事業所・施設は事業者登録をしましょう。
3. 事業者登録の従事者名簿に認定証を受けた従事者を記載しましょう。

従事者は認定証を取得し、事業所・施設は事業者登録を行った上で、事業者の従事者名簿に記載のある方がたん吸引を実施することができます。

Ⅲ. たん吸引等にかかる事業者登録等について



たん吸引の実施については、以下の点を適切に守ってください。

Check!

登録基準チェック内容	
認定特定行為業務従事者認定証又は喀痰吸引等行為が付記された介護福祉士登録証の交付を受けた介護職員に喀痰吸引等行為を行わせているか。	喀痰吸引等行為の業務に関して知り得た情報を適切に管理しているか。
喀痰吸引等行為を実施するにあたり、対象者ごとに医師の文書による指示を受けているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を受けることが必要）。	喀痰吸引等行為の実施状況に関する報告書を対象者ごとに作成して医師に提出しているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を受ける前には報告書を提出することが必要）。
医師・看護職員が喀痰吸引等行為を必要とする方の状況を定期的に確認するなど、医師・看護師と連携しながら適切に業務を行っているか。	喀痰吸引等行為を必要とする方の状態の急変した場合には、速やかに緊急時の医師・看護職員への連絡を行っているか。
喀痰吸引等行為を必要とする方の個々の状況及び医師の指示を踏まえて、喀痰吸引等行為の実施内容等を記載した計画書を対象者ごとに作成しているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を踏まえて作成することが必要）。	喀痰吸引等行為の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）について、実施方法等を変更した場合、見直しを行っているか。
上記の計画書の内容について喀痰吸引等行為を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ているか。	安全確保のため、定期的に医師・看護師等で構成する安全委員会や、職員研修を実施しているか。
喀痰吸引等行為の業務に必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理を行っているか。	

Ⅲ. たん吸引等にかかる事業者登録等について



Check!

手続き等に不備がある状態で、喀痰吸引等を実施していた事例が確認されています！

令和6年2月1日付け高齢政策課事務連絡「喀痰吸引等業務の適正実施について」(抜粋)

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等については、法令に基づき兵庫県に事業者登録された高齢者施設、介護サービス事業所等（登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者）において実施されているところです。

今般、一部の介護サービス事業所において、事業者登録の手続き等に不備がある状態で、喀痰吸引等を実施していた事例が確認されました。

喀痰吸引等の行為は医行為に該当し、不適切な実施により、利用者の身体に被害を及ぼす恐れもあることから、都道府県による事業者の登録や従事者の認定のほか、医師、看護師等との適切な連携体制や、施設、事業所内での安全確保等の体制を整備した上での実施が求められます。

喀痰吸引等の登録事業者又は今後喀痰吸引等の実施を検討されている高齢者施設等、介護サービス事業所の皆様におかれては、今一度、添付の資料等により、喀痰吸引等の基準や手続きを確認いただき、適切な体制での喀痰吸引等の実施をいただきますようお願いいたします。

(参考)

(兵庫県HP) 介護職員等によるたんの吸引等に係る従事者認定・事業者登録等の手続き・様式について

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tankyuin_ninteitoroku.html

(厚生労働省HP) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省第126号

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02_hourei_04.html

Ⅲ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

■ よくあるご質問

Q1. 実地研修を修了したが、たん吸引の行為を行って良いか。

できません。違反となります。

認定特定行為業務従事者**認定証**を取得する必要があります。
その上で、事業者の従事者名簿に記載してください（変更届の提出が必要）。

Q2. 県外（A県）の施設で従事しているが、住民票は兵庫県内である。認定証の交付申請は施設所在地のA県へ行うのか、兵庫県へ行うのか。

兵庫県へ申請してください。

住民票がある都道府県に対して、申請を行うこととなります。

※氏名や住所の変更については、認定証を交付した都道府県に対して変更の手続きを行ってください。



その他、不明なことがあれば兵庫県のHP内で

たん吸引QA

検索